

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名捺印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブータン	食糧増産援助に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	400,000千円 H16.3.31まで	H15.4.7 ニューデ リー(イン ド)で (同日)	日本側 西ヶ廣 渉在ブータン臨時代理大使 ブータン側 タボ・ツエリ ン駐日(在インド)ブータン大使	H16.7.21 362号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ブータンとの無償資金協力取極一覧